

第3期 岩見沢市社会教育推進計画

令和7年（2025）年度～令和11年（2029）年度

岩見沢市教育委員会

岩見沢市民憲章

わたしたちは、生き生きとした緑の中の岩見沢市民です。

岩見沢は、雄大な石狩平野にのぞみ、たくましい開拓の精神に生き、伸びゆく産業、交通の中心のまち、かおり高い文化のまちとして、未来に大きな夢と願いをもっています。

わたしたちは、このまちに住むことに誇りをもち、品性豊かな市民となるためここをあわせて市民憲章をさだめます。

（第1章）

心とからだをきたえ、たのしく明るいまちにしましょう。

（第2章）

木や花を愛し、親切で住みよいまちにしましょう。

（第3章）

ひとに迷惑をかけず、進んできまりを守るまちにしましょう。

（第4章）

仕事に誇りをもち、力をあわせて豊かなまちにしましょう。

（第5章）

未来に夢をもち、知性と若さにあふれたまちにしましょう。

昭和43年5月5日制定

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	P 1
2 生涯学習の意義と役割	P 2
3 計画の性格と位置づけ	P 3
4 計画の期間	P 3

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標	P 4
2 計画の体系	P 4
(1) 基本目標と基本方針の設定	P 4
(2) 進行管理と成果指標	P 5
(3) 計画体系図	P 6

第3章 推進区分及び基本方針

推進区分Ⅰ ライフステージに応じた学習活動の推進

基本方針1 心豊かに育てる家庭教育の環境の充実	P 7
基本方針2 こどもの豊かな人間性を育む学習活動の推進	P 9
基本方針3 主体的な学びへの学習活動の推進	P10
基本方針4 生涯学び、活動できる環境づくりの推進	P10

推進区分Ⅱ 芸術・文化活動の推進

基本方針1 豊かな心を育む芸術・文化の振興と地域文化活動の推進	P11
---------------------------------	-----

推進区分Ⅲ スポーツ活動の推進

基本方針1 生涯スポーツを通じた健康増進と競技スポーツの振興	P13
--------------------------------	-----

推進区分Ⅳ 図書活動の推進

基本方針1 地域の知の拠点としての資料の充実と読書活動の推進	P15
--------------------------------	-----

推進区分Ⅴ 社会教育環境づくりの推進

基本方針1 活動環境の充実	P17
---------------	-----

■資料編

1 諮問書	P19
2 答申書	P20
3 計画策定経過	P21
4 社会教育委員名簿	P22
5 第3期社会教育指針計画策定に向けたアンケート調査結果	P23

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、令和2年度に第2期岩見沢市社会教育中期計画を策定し、市民一人一人が未来に希望を持って生き生きと学び、創造性に富んだ豊かな人間性を育み、潤いのある地域づくりにつながるよう「生涯にわたって主体的に学ぶ環境づくり」を推進してまいりました。

中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（2018年）」では、地域における社会教育の意義と役割として「社会教育」を基盤とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であると示されました。

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化といった社会環境の変化が進む中、新型コロナウイルス感染症の流行などもあって、人と人とのつながりが希薄化し、地域コミュニティ機能の低下によって地域社会の持続が困難になり始めていることから、計画的に「人づくり・つながりづくり・まちづくり・環境づくり」をより一層推進していく必要があります。

また、平成27（2015）年9月の国連サミットでは、「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連加盟193か国の合意により採択され、2030年までに達成するための17のゴール（目標）と169のターゲットにより構成されており、中でも、「4. 質の高い教育をみんなに」では、すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することが掲げられています。

こうした背景を踏まえ、社会の変化と時代の要請に対応した新たな展望と目標を提示する社会教育行政の指針とするため、第3期岩見沢市社会教育推進計画を策定します。



第1章 計画策定にあたって

2 生涯学習の意義と役割

教育基本法では、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定義されています。

このため、学習活動の環境づくりやウェルビーイングの実現に向けた環境整備を持続的に図っていくことが求められています。

近年では、定年延長制度といった就労機会の拡大などの観点から、学びの重要性の高まりに加えて、人生100年時代と言われる昨今、日本の平均寿命は年々上昇していることから、急速なデジタル化の進展など社会変化への適応やライフステージに合わせて学習を更新することの役割が再認識されています。

【ウェルビーイング】身体的・精神的・社会的に良好な状態にあり、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

【定年延長制度】法改正により、65歳までの定年延長・定年廃止・65歳までの再雇用のいずれかの実施が義務づけられ、65歳までの雇用は義務となり、70歳までの雇用は努力義務となっている。

【人生100年時代】健康寿命が高齢化し、個人が平均的に100歳前後まで生存することが可能になった時代となり、生き方や働き方に大きな変化が出てきたことを表現する言葉。

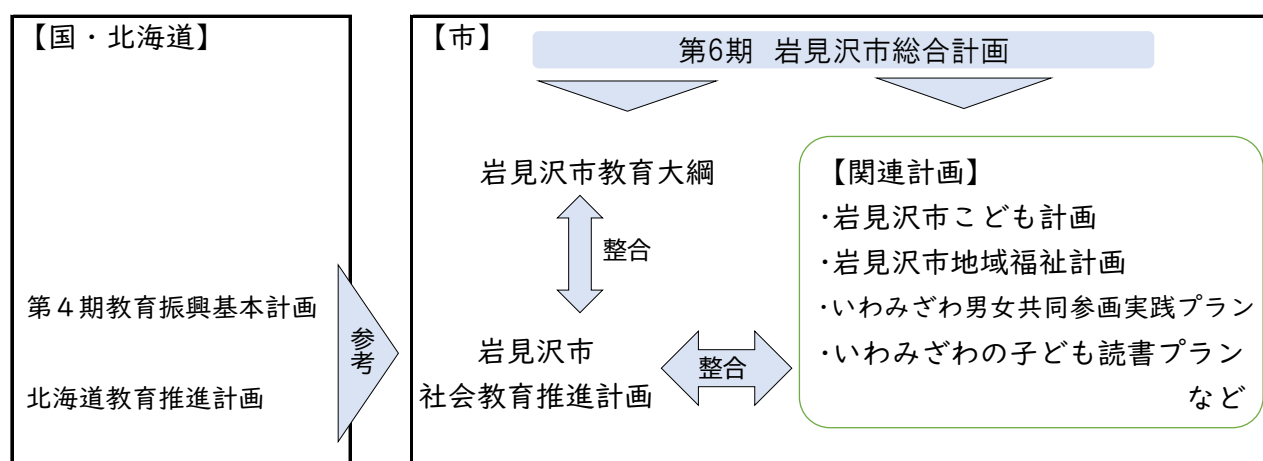
第1章 計画策定にあたって

3 計画の性格と位置づけ

本計画は、教育基本法（第17条第2項）に規定する、地方公共団体が地域の実情に応じて策定する、教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけられています。

また、「岩見沢市まちづくり基本条例」を策定根拠とした「岩見沢市総合計画」を基本に、教育の理念や方針を定めた「岩見沢市教育大綱」を踏まえるとともに、国の「教育振興基本計画」や「北海道教育推進計画」を参酌し、本市の関連する「岩見沢市こども計画」や「岩見沢市地域福祉計画」などの個別計画との整合性を図りながら策定するものです。

あわせて、市民意識調査や本計画策定に向けたアンケート、意見公募（パブリックコメント）などで寄せられた要望や意見の反映に努め、本市の地域性を踏まえた社会教育を推進するための計画です。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とし、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

年度	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
第6期 岩見沢市総合計画	10年間【H30(2018)-R9(2027)】								第7期～	
第3期岩見沢市社会教育推進計画	第2期【5年間】					第3期【5年間】				

【岩見沢市教育大綱】教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を示した大綱を、総合教育会議での協議を経て、市長が策定するもの。この大綱に基づき、学校教育や社会教育のさらなる充実を図り、総合的な体制の構築のもと、教育施策を展開していくもの。

【意見公募（パブリックコメント）】市役所などの公的機関が、基本的な政策等の策定前の原案を公表して、広く市民の皆さんから意見を求め、いただいた意見に対して市の考え方を示す一連の手続き。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

生き生きと学び、創造性に富んだ豊かな人間性を育み
潤いのある地域づくりを目指す社会教育の推進

この基本目標は、市民一人一人が未来に希望をもって生き生きと学び、生涯にわたって主体的に学ぶ環境づくりを目指して定めました。

本計画では、社会教育を基盤とする学びや活動を通じた「人づくり・つながりづくり・まちづくり・環境づくり」の循環を広げていきます。

2 計画の体系

(1) 基本目標と基本方針の設定

基本目標を達成するため、5つの推進区分を設定し、それぞれ基本方針を定めて施策に取り組みます。

推進区分Ⅰ ライフステージに応じた学習活動の推進

【基本方針】

- 1 心豊かに育てる家庭教育の環境の充実
- 2 こどもの豊かな人間性を育む学習活動の推進
- 3 主体的な学びへの学習活動の推進
- 4 生涯学び、活動できる環境づくりの推進

推進区分Ⅱ 芸術・文化活動の推進

【基本方針】

- 1 豊かな心を育む芸術・文化の振興と地域文化活動の推進

推進区分Ⅲ スポーツ活動の推進

【基本方針】

- 1 生涯スポーツを通じた健康増進と競技スポーツの振興

推進区分Ⅳ 図書活動の推進

【基本方針】

- 1 地域の知の拠点としての資料の充実と読書活動の推進

推進区分Ⅴ 社会教育環境づくりの推進

【基本方針】

- 1 活動環境の充実

第2章 計画の基本的な考え方

(2) 進行管理と成果指標

本計画の施策や基本目標の実現に向けた取組みを着実に推進するため、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：対策・改善）の考え方に基づき、本計画に沿って施策を実施するとともに、事業の実施状況や成果等について、有識者や公募市民などから構成する「岩見沢市社会教育委員の会議」において報告し、意見等を求めながら本計画の進行管理を行います。また、計画の最終年度には、市民アンケート調査を行うなど、その後の施策・事業の実施や計画策定に反映します。

成果指標の項目は、施策の方向ごとに1～2項目とし、施策の方向すべてに設定します。令和5（2023）年度の数値等を基準として、計画最終年度である令和11年度を目標達成年度とします。

【PDCAサイクル】Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（対策・改善）の頭文字を取ったもので、仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

第2章 計画の基本的な考え方

(3) 計画体系図

【基本目標】

「生き生きと学び 創造性に富んだ豊かな人間性を育み
潤いのある地域づくりを目指す 社会教育の推進」

推進区分	基本方針	施策の方向
Ⅰ ライフステージに応じた学習活動の推進	1 心豊かに育てる家庭教育の環境の充実	(1)発達段階に応じた学習機会の充実 (2)家庭教育・子育て支援体制の充実
	2 こどもの豊かな人間性を育む学習活動の推進	(1)学習プログラムの充実や青少年リーダーの育成 (2)安全・安心を確保する環境の整備
	3 主体的な学びへの学習活動の推進	(1)多様なニーズに対応した学習機会の充実
	4 生涯学び、活動できる環境づくりの推進	(1)長寿社会のニーズに対応した学習機会の充実
Ⅱ 芸術・文化活動の推進	1 豊かな心を育む芸術・文化の振興と地域文化活動の推進	(1)芸術・文化鑑賞機会の充実 (2)多様な芸術・文化活動の推進
Ⅲ スポーツ活動の推進	1 生涯スポーツを通じた健康増進と競技スポーツの振興	(1)誰もが親しめるスポーツ機会の充実 (2)地域スポーツ活動の推進 (3)競技力向上を図るスポーツ活動の推進
Ⅳ 図書活動の推進	1 地域の知の拠点としての資料の充実と読書活動の推進	(1)図書資料の整備と効果的な活用 (2)施設の利用促進と情報発信 (3)読書活動の普及促進 (4)ブックスタートの充実
Ⅴ 社会教育環境づくりの推進	1 活動環境の充実	(1)スポーツ・社会教育施設の環境整備 (2)人材の確保と情報提供の充実

第3章 推進区分及び基本方針

推進区分Ⅰ ライフステージに応じた学習活動の推進



ライフステージにおいて、学びの出発点である家庭教育は、基本的な生活習慣や倫理観の確立、豊かな情操、自立心や自制心などを身に付ける上で重要な時期です。

このため、心身発達段階に応じた学習機会の提供をはじめ、家庭教育に関する指導者や子育てサークル活動への支援、保健師等による相談など家庭教育や子育て支援体制の充実を図ります。

学校や地域社会における学びや出会いの中で、豊かな人間性や社会性を育む青少年期では、様々な体験や創作活動機会の提供、さらには、休日の居場所づくり、子ども会活動への支援を行うほか、関係機関と連携した街頭補導活動や有害環境の改善に取り組むなど、「岩見沢市こども計画」との整合性を図りながら進めていきます。

生涯を通じた学びは、豊かで充実した人生を築き、人間としての成長につながり、学びで得た成果を個人の生活や地域社会の課題解決につなげていくことが重要です。

このため、多様なニーズに対応した学習機会の提供や情報発信に努め、主体的な学習意欲の高揚を図るとともに、学習成果を発揮・還元できる環境づくりを図ります。

また、「人生100年時代」の到来や「超スマート社会」など、社会が大きな転換期を迎えており、これらの必要課題と要求課題の解決に向けた学習機会をバランスよく提供していく必要があります。

基本方針Ⅰ 心豊かに育てる家庭教育の環境の充実

<現状と課題>

- ・基礎知識の学びや不安軽減の場の提供、指導者育成ができたが、参加者増となる周知の工夫が必要
- ・サークル活動への支援や知識や技能の習得を図ることができたが、サークルメンバーの確保が課題
- ・岩見沢市こども計画に基づく事業を実施し、こども・子育てへの相談支援や情報提供を実施したが、より多くの対象者が参加できるよう、事業周知の工夫が必要

施策の方向(Ⅰ) 発達段階に応じた学習機会の充実

《具体的な施策》	成果指標
・しつけや心身の発達段階に応じた研修会や講座等の開催 ・家庭教育を支援する指導者育成研修や指導者活動の支援 ・育児指導者の紹介、主体的な子育てサークル活動の支援 ・市民を対象とした学習機会の提供	家庭教育学級に参加する保護者の割合 R5：9.5%→R11：12.0% 維持

第3章 推進区分及び基本方針

施策の方向(2) 家庭教育・子育て支援体制の充実

《具体的な施策》	成果指標
・家庭教育や子育ての情報交換ができるネットワークの連携強化 ・家庭教育に関する研修会・講座や子育てサークル活動の情報提供 ・保健師・保育士等による子育て相談・支援 ・全天候型のあそびの広場の運営	子育て相談件数 R5：1580件 →R11：1600件 充実



【ライフステージ】人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

【超スマート社会】狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会として、AI（人工知能）やロボットの働きによってあらゆる人が快適に暮らせる社会を目指し、2016年1月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」に基づく未来社会の構想。

【必要課題】自発的に学びたいとは思っていないが、避けて通ることができない社会課題や地域課題、生活課題などをいう。

【要求課題】積極的に学びたい、取り組みたいと思っている学習内容（ニーズ）をいう。

第3章 推進区分及び基本方針

基本方針2 こどもの豊かな人間性を育む学習活動の推進

<現状と課題>

- ・保護者の働き方を背景に、子どもたちの居場所が変化してきている
- ・親子で創作や体験活動を実施しているが、参加者の多くは低学年となっている
- ・子ども会事業を展開しているが、町会における子ども会組織が縮小しており、各種事業の見直しが必要
- ・子どもの健全育成や非行防止の取組では、ネットトラブルが多く、情報リテラシーの向上が必要
- ・町会事業や子ども会事業の縮小による地域のコミュニティ機能の低下

施策の方向(1) 学習プログラムの充実や青少年リーダーの育成

《具体的な施策》	成果指標
・児童館や放課後児童クラブの運営 ・地域の人材や有資格者等による科学・創作・自然体験学習の実施 ・自身の考えや科学する心を育む作品の発表機会を提供 ・地域子ども会による交流事業や青少年リーダー養成研修会の派遣	いわみざわチャレンジスクールに参加する小学生の割合 R5：13.1%→R11：14.0% 充実

施策の方向(2) 安全・安心を確保する環境の整備

《具体的な施策》	成果指標
・街頭補導や子どもの健全育成のための環境整備の実施 ・SNS等の犯罪被害・加害及びネットトラブル防止のための啓発事業の推進 ・学校と連携した情報リテラシーに関する学習機会の提供 ・不審者から子どもたちを守る「見守り活動」の推進	子ども・保護者向けの啓発活動 R5：4回→R11：14回 充実



第3章 推進区分及び基本方針

基本方針3 主体的な学びへの学習活動の推進

<現状と課題>

- ・多様なニーズに応じた学習機会として行っている市民大学は、現役世代層の参加が少ない
- ・関係団体とも連携した科学館まつりは参加者同士の触れ合いの場にもなっており、定着化が重要
- ・市民が講師となる趣味や趣向に関する講座においても、現役世代層の参加が低調となっている
- ・体験型の学習は参加者がいるが、講話は参加者が少ないため、情報の質に意識した発信が必要

施策の方向(Ⅰ) 多様なニーズに対応した学習機会の充実

《具体的な施策》	成果指標
・時代の変化に対応した学習機会の提供 ・市民ニーズに応える多様な講座等の開催 ・北海道教育大学岩見沢校との連携による新たな学習事業の実施 ・様々な媒体を活用した学習意欲の高揚につながる情報発信	いわみざわ市民大学受講者における現役世代層の割合 R5：34.7→R11：45.0% 充実

基本方針4 生涯学び、活動できる環境づくりの推進

<現状と課題>

- ・仲間との交流や生きがいづくり、社会参加にもつながる高齢者対象の学習機会は、交通手段が課題
- ・講座や教室等は、集合型から地元行事にあわせて出向くプッシュ型の展開を検討する必要がある
- ・学習で知識等を得た市民が講師となる「いわなびサロン」では、現役世代層の参加が低調となっている

施策の方向(Ⅰ) 長寿社会のニーズに対応した学習機会の充実

《具体的な施策》	成果指標
・健康講座や文化教室など学習ニーズに応じた学習機会の提供 ・参加者相互の交流促進や学習成果の発表機会の提供 ・デジタル化などへの社会変化に対応した学習機会の提供 ・学習で得た知識や技能等を活用する場の提供と情報発信	学習成果を発揮する機会の数 R5：1回→R11：3回 充実



【プッシュ型】市民や住民が集まっている場所に積極的にアプローチする手法。

第3章 推進区分及び基本方針

推進区分Ⅱ 芸術・文化活動の推進



芸術・文化活動は、豊かな創造性や感受性を育み、市民の生活に潤いや活力をもたらすものであり、優れた芸術や文化に触れることは、芸術文化のまちづくりを進めるうえで重要な学習機会といえます。

このため、芸術・文化に誰もが親しみ、創造性を発揮して心豊かな生活を送ることができるよう、関係機関や団体とも連携しながら、芸術・文化の鑑賞機会の提供や市民の主体的で多様な活動を支援するとともに、市民が気軽に学習成果を発揮できる機会を確保するなど、活動の裾野を広げていきます。

また、地域の文化財や郷土芸能は、まちの歴史や文化を伝え、ふるさとへの誇りや愛着を高めるとともに、まちの歴史や文化を理解するうえで大切な市民共有の財産でもあります。

このため、文化財の適切な保存と活用に努め、次世代へ継承していくほか、郷土芸能団体への活動支援や発表機会の確保に努めるなど、次世代に守り伝えていく取組みを進めていきます。

基本方針Ⅰ 豊かな心を育む芸術・文化の振興と地域文化活動の推進

<現状と課題>

- ・ 絵画ホールにおける企画展示やコンサートなど行うも、老朽化や収蔵スペースの確保、冷房対策が課題
- ・ 身近に触れることの少ない舞台芸術や音楽などの鑑賞機会の提供が必要
- ・ 主体的な文化活動に対する発表機会の提供のほか、歴史や地域性を活かした事業展開が必要
- ・ まちの歴史や文化等に触れる機会の創出が図られたが、老朽化が進む文化財等の維持保全が課題

施策の方向(Ⅰ) 芸術・文化鑑賞機会の充実

《具体的な施策》	成果指標
・ 絵画ホールを核とした鑑賞機会の充実 ・ 舞台や音楽、美術作品などの芸術・文化に触れる機会の提供 ・ 広報やホームページ・SNS等による情報発信	絵画ホール入館者数 R5：4,631人→R11：5,000人 充実

施策の方向(Ⅱ) 多様な芸術・文化活動の推進

《具体的な施策》	成果指標
・ 主体的な芸術文化活動を行う団体・サークル等への支援と活動成果の発表機会の充実 ・ 北海道教育大学岩見沢校との連携による文化活動の推進 ・ 人口減少や少子化を見据えた活動環境の整備に向けた協議検討	文化祭等の開催件数 R5：4回→R11：4回 維持

第3章 推進区分及び基本方針

施策の方向(3) 文化財の活用・保存、郷土芸能への支援

《具体的な施策》	成果指標
・文化財の適切な保存・活用と周知・啓発による活用機会の充実 ・郷土芸能における伝承活動の支援 ・郷土資料の整理・保存と展示機能の充実	文化財等の周知・活用件数 R5：1件→R11：2件 充実



【文化財】人間の文化によって残された有形・無形のものうち、価値（文化的価値）を広く認められたものの総称。

【郷土芸能団体】それぞれの地域生活のなかで、住民自らが育て、伝承してきた演劇、舞踊、音楽、およびそれらの要素を備えた儀礼や行事等をいう。

第3章 推進区分及び基本方針

推進区分Ⅲ スポーツ活動の推進



運動・スポーツは、体力の向上や健康増進だけではなく、達成感や爽快感といった精神的な充実のほか、人と人とのつながりなど心身両面に豊かさをもたらすものであり、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる環境づくりは、スポーツのまちづくりを進めるうえで重要です。

このため、生涯を通じてスポーツに親しめるよう、関係機関や団体、学校とも連携しながら、年齢や性別、障がいの有無に問わず、それぞれの体力や技術、興味、目的に応じて、気軽に親むことができる運動やスポーツ機会の充実を図るほか、各スポーツ団体が主体的に行う活動を支援するなど、地域におけるスポーツ活動を推進します。

また、地元出身選手の全国・国際大会への出場や市内で開催される全道・全国大会への支援をはじめ、ジュニア期におけるレベルの高い技術に触れる機会を提供するなど、競技力の向上を図る取組みを進めていきます。

基本方針Ⅰ 生涯スポーツを通じた健康増進と競技スポーツの振興

<現状と課題>

- ・幅広い年齢層に参加いただいているが、参加者の多くが子供と高齢者の二極化している
- ・スポーツ協会等による大会等を実施しているが、高齢化等により運営に支障を来している
- ・全国大会出場者への奨励は、少子化による影響で地元のみでチーム編成できない状況となっている
- ・健康意識の向上や運動習慣の促進が必要

施策の方向(1) 誰もが親しめるスポーツ機会の充実

《具体的な施策》	成果指標
・広報やホームページ・SNS等による情報発信 ・幅広い世代や親子で参加できるスポーツ機会の充実 ・関係団体等との連携による、障がい者や高齢者が安心して参加できるスポーツ機会の充実	関係機関等との連携事業数 R5：12件→R11：12件 維持

施策の方向(2) 地域スポーツ活動の推進

《具体的な施策》	成果指標
・地域の核となる人材の育成 ・主体的なスポーツ活動を行う団体・クラブ等への支援 ・地域スポーツ大会開催の支援 ・当市で開催する全道・全国大会開催に対する支援 ・人口減少や少子化を見据えた活動環境の整備に向けた協議検討	スポーツ等を通じて定期的に体を動かしている割合 (市民意識調査) R3：32.0%→R11：35.0% 充実

第3章 推進区分及び基本方針

施策の方向(3) 競技力向上を図るスポーツ活動の推進

《具体的な施策》	成果指標
・スポーツ指導者を育成するための各種研修会・講習会等の開催 ・レベルの高い技術にふれる機会の提供 ・全国大会への出場選手に対する支援	全国大会出場者への助成件数（スポーツ分野） R5：81件→R11：81件 維持



第3章 推進区分及び基本方針

推進区分Ⅳ 図書活動の推進



国の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年改正）では、図書館は地域の実情に応じ、住民のために資料や情報の提供等直接的なサービスを行うこととし、地域の知の拠点として重要な役割を担うことが求められています。

このため、地域の知の拠点として、多様な市民ニーズに応じた適切な資料の収集・整理に努めるとともに、図書資料の効果的な活用や図書館を生活の一部として役立ててもらおうよう、様々な媒体による情報発信を図ります。

また、より多くの市民に身近な場として図書館を有効に活用してもらうため、教育機関やボランティア団体等との連携・協働による読書活動の普及を通じ、本の魅力や読書の楽しさに触れるきっかけづくりとなる事業の充実を図ります。

基本方針Ⅰ 地域の知の拠点としての資料の充実と読書活動の推進

<現状と課題>

- ・計画的な蔵書整備の一方、利用者のニーズに合わせたサービスの提供体制の充実が必要
- ・積極的な情報発信に努めたが、活字図書の利用者に対するサービスの周知工夫が必要
- ・読書の普及では、より多くの対象者に図書館を知ってもらえるよう、事業周知、企画運営の工夫が必要
- ・読書ボランティアの高齢化と人数減のため、新たな人材確保が必要

施策の方向(1) 図書資料の整備と効果的な活用

《具体的な施策》	成果指標
・各館の特性に合わせた図書資料の収集・整備・保存 ・図書資料の効率的な活用	図書資料の蔵書冊数 R5：324,274冊 →R11：324,274冊 維持

施策の方向(2) 施設の利用促進と情報発信

《具体的な施策》	成果指標
・図書館だよりやホームページ・SNS等による情報提供 ・地域図書サービス拠点の利用促進 ・<u>レファレンスサービス</u>の充実及び計画的なICタグの整備	図書館の来館者数 R5：126,863人 →R11：133,000人 充実

第3章 推進区分及び基本方針

施策の方向(3) 読書活動の普及促進

《具体的な施策》	成果指標
・幅広い世代に対応した読書普及活動の推進 ・学校等と連携した読書普及活動の推進 ・学校及び図書館で活動するボランティアの育成及び活用	ブックトーク実施学校数 R5：市内全校 →R11：市内全校 維持

施策の方向(4) ブックスタートの充実

《具体的な施策》	成果指標
・絵本の読み聞かせ講座など各種講習会の開催 ・ブックスタートボランティアのスキルアップとベビカフェ事業等の充実	ブックスタートパック配布率 R5：98%→R11：98% 維持



【レファレンスサービス】図書館が行う利用者サービスのひとつで、図書館職員が図書館の資料等を使って調べものや資料・情報探しのお手伝いをするサービス。

第3章 推進区分及び基本方針

推進区分Ⅴ 社会教育環境づくりの推進



市民の学びを支える社会教育施設は、生涯学習活動やスポーツ活動の拠点として市民の健康と生きがいのある豊かな生活を送るうえで大きな役割を果たしており、多くの施設で指定管理者制度等により利用者等のニーズに応じたサービスの維持・向上に努めています。今後は、人口減少等による施設利用の変化をはじめ、年数経過に伴う施設の改修や機器更新の必要性が増していることから、公共施設マネジメントに基づく施設の最適化に向けた取組みを進めながら、安全で快適な施設環境づくりに努めます。また、令和5年に閣議決定された、第4期教育振興基本計画における総括的な基本方針では、

「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が示されました。このため、より多様で複雑化する課題と向き合うことのできる環境づくりを進めるため、職員の専門性の向上や社会教育人材の育成・活用を図ります。

基本方針Ⅰ 活動環境の充実

<現状と課題>

- ・文化、スポーツ施設ともに人口減少による利用者数の変化と築年数の経過による老朽化が課題
- ・集合型の学び方からオンラインやオンデマンド配信などに変化しており、ニーズに応じた環境づくりが課題
- ・関係職員の資質向上に努めているが、研修参加の職員が限られている
- ・人材バンクについては、年々登録人数が減少している

施策の方向(1) スポーツ・社会教育施設の環境整備

《具体的な施策》	成果指標
・利用者の利便性を向上するための施設設備等の充実 ・施設の最適化を含めた計画的な整備と安全で快適な環境整備	サークル活動等で施設を利用している人の割合（市民意識調査） R3：17.3%→R11：20.0% 充実

施策の方向(2) 人材の確保と情報提供の充実

《具体的な施策》	成果指標
・社会教育に関する実務研修会への派遣や職員の資質向上 ・多様な学習ニーズに応じるための指導者育成の支援 ・各種事業や実践者などの学習活動に必要な情報発信 ・多様化する学習活動をサポートする相談・協力体制の充実	情報提供を不十分とする割合（アンケート調査） R5（20%台）→R11（10%台） 充実

【社会教育施設】図書館、科学館。市民会館のほか、プール、スポーツ公園などの施設をいう。

【指定管理者制度】岩見沢市が住民の福祉を増進する目的で設置した文化・スポーツ施設等の管理運営を、市が指定した民間事業者を含む法人や団体に行わせる制度。

【施設の最適化】岩見沢市が保有する文化・スポーツ施設などについて、人口動向の変化や各施設の老朽化などに対応しながら、限られた予算の中で、最適な整備・再配置・維持保全などを行う取組。

【社会教育人材】学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりに中核的な役割をはたす専門人材の称号で、社会教育主事や社会教育士などがある。

第3期 岩見沢市社会教育推進計画

令和7(2025)年3月

＜発行＞

岩見沢市教育委員会

生涯教育部生涯学習推進課

〒068-0024

北海道岩見沢市4条西3丁目1番地

電話 0126-23-9236

E-mail shougai@city.iwamizawa.lg.jp



策定経過等はこちら